

海外証券先物取引等に関する規則 (平成 6.22)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う海外証券先物取引、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引（以下「海外証券先物取引等」という。）に関し、取引の執行及びその決済並びにその受託等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令・諸規則等の遵守)

第 2 条 協会員は、海外証券先物取引等を行う場合には、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則等を遵守しなければならない。

(定 義)

第 3 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 海外証券先物取引 外国金融商品市場において行う取引であって、金商法第28条第8項第3号イ又はロに掲げる取引と類似の取引をいう。
- 2 海外証券先物オプション取引 外国金融商品市場において行う取引であって、金商法第28条第8項第3号ハ(2)に掲げる取引（原資産を同号イ又はロに掲げる取引であるものに限る。）と類似の取引をいう。
- 3 海外証券オプション取引 外国金融商品市場において行う取引であって、金商法第28条第8項第3号ハ(1)に掲げる取引と類似の取引をいう。

(取引契約の締結)

第 4 条 協会員は、顧客又は他の協会員から海外証券先物取引等の注文を受ける場合には、あらかじめ当該顧客又は他の協会員と海外証券先物取引等に関する契約を締結しなければならない。

2 協会員は、前項の規定により顧客と海外証券先物取引等に関する契約を締結するときは、当該顧客から海外証券先物取引等の口座設定に関する約諾書（以下「約諾書」という。）の提出を受けるものとする。

3 約諾書は、次に掲げる事項が記載されたものでなければならない。

- 1 海外証券先物取引等の口座による処理に関する事項
- 2 期限の利益の喪失に関する事項
- 3 顧客の決済不履行、支払不能又はそれらのおそれがある場合等に係る措置に関する事項
- 4 執行取引所（海外証券先物取引等を執行する外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。）及び執行方法の指示に関する事項
- 5 注文の執行及び処理に関する事項
- 6 顧客の委託証拠金の差入れ及び引出し等に関する事項
- 7 受入証拠金等の計算等に関する事項
- 8 決済に関する事項
- 9 諸通知に関する事項
- 10 諸料金に関する事項
- 11 通貨に関する事項

- 12 契約の解約に関する事項
 - 13 免責事項
 - 14 準拠法に関する事項
 - 15 合意管轄に関する事項
 - 16 約諾書の内容の変更に関する事項
 - 17 その他事務手続きに関する事項
- 4 前項に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める内容が記載されていなければならない。ただし、協会員の業務内容に鑑み、あらかじめ顧客との間で内容を定める必要のないものについては、この限りでない。
- 1 前項第6号に掲げる事項 次に掲げる内容
 - イ 顧客の委託証拠金の差入義務及び差入期限に関すること。
 - ロ 委託証拠金の引出額の制限及び引き出させる場合の委託証拠金の引渡予定日時に関すること。
 - ハ 計算上の利益の払出額の制限及び払い出す場合の計算上の利益の引渡予定日時に関すること。
 - ニ 第15条第1項に定める不足額の確認の頻度に関すること。
 - ホ 顧客の委託証拠金の追加差入義務及び差入期限に関すること。
 - ヘ ロスカット取引（顧客の海外証券先物取引等を決済した場合に顧客に生じることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする海外証券先物取引等の決済をいう。以下同じ。）の方法に関すること。
 - ト 委託証拠金の返還予定日時に関すること。
 - チ 委託証拠金に対して利息その他の対価を付さないこと。
 - 2 前項第7号に掲げる事項 次に掲げる内容
 - イ 委託証拠金の所要額及び受入証拠金の算出方法
 - ロ 代用有価証券(第11条に定める代用有価証券をいう。)の取扱いの可否及び取り扱う場合における種類、代用価格その他に関すること。
 - ハ 委託証拠金の所要額の変更に関すること。
 - 3 前項第8号に掲げる事項 次に掲げる内容
 - イ 決済に伴う金銭及び有価証券の授受に係る受渡方法並びに受渡期限に関すること。
 - ロ 顧客への建玉の割当方法に関すること。
 - ハ 権利行使等に係る意思確認に関すること。
 - ニ 天災地変等による決済条件の変更に関すること。
 - 4 前項第9号に掲げる事項 次に掲げる内容
 - イ 通知書その他の諸通知の内容、交付方法及び交付時期
 - ロ 通知の効力に関すること。
 - 5 前項第11号に掲げる事項 次に掲げる内容
 - イ 委託証拠金の授受及び決済に使用する通貨の種類
 - ロ 通貨の換算レートに関すること。
 - ハ 外国通貨による受払いに関すること。
 - 6 前項第17号に掲げる事項 次に掲げる内容
 - イ 日本国又は執行取引所の存する国の法令諸規則等に基づく顧客に係る海外証券先物取引等の内容等の政府機関等への提出に関すること。

ロ 電磁的方法による書面の授受に関すること。

ハ 顧客の届出事項の変更届出に関すること。

(約諾書による処理)

第 5 条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う海外証券先物取引等の執行、差金決済、受渡決済及び当該取引に係る資金の授受等については、約諾書に定めるところにより処理しなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 協会員は顧客に対する海外証券先物取引等の投資勧誘に際しては、顧客の意向、投資経験及び資力に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

(取引開始基準)

第 7 条 協会員は、海外証券先物取引等についての取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から取引を受託するものとする。

第 2 章 注文の執行及び処理

(口座の種類)

第 8 条 協会員は、海外証券先物取引等について、その取引の執行地における諸法令及び慣行等からヘッジ勘定及びスペキュレーション勘定に分ける必要が生じた場合は、当該顧客の取引口座をヘッジ勘定とスペキュレーション勘定の 2 種に区分して管理し、顧客から文書によりヘッジ勘定による管理の申出があったときを除きスペキュレーション勘定として管理する。

第 3 章 委託証拠金

(委託証拠金の受入れ等)

第 9 条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等による売付け又は買付けが成立した場合（ただし、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の買付けの場合を除く。）において、第12条に規定する受入証拠金の総額が第10条に規定する委託証拠金の所要額の総額を下回っているとき又は当該顧客から委託証拠金として受け入れている金銭の額が現金支払予定額（第12条第3項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、当該顧客から、受入証拠金の総額と委託証拠金の所要額の総額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該金銭の額と現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、約定日（当該売付け又は当該買付けの成立を協会員が確認した日）から起算して3営業日目の日正午までの協会員が定める日時までに受け入れるものとする。

2 前項の規定は海外証券先物オプション取引の権利行使又は権利割当てにより成立する海外証券先物取引について準用する。

3 協会員は、この条及び第15条に定める委託証拠金の受入れに当たり、顧客の信用リスク、価格変動リスク等に応じた適切な証拠金管理のための態勢を整備し、当該態勢に基づく管理を行わなければならない。

(委託証拠金の所要額)

第 10 条 委託証拠金の所要額は、執行取引所の定める証拠金額以上の額で協会員が定める額とする。

(委託証拠金の有価証券による代用)

第 11 条 顧客から受け入れる委託証拠金は、有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。

2 前項の規定に基づき顧客から受け入れる有価証券（以下「代用有価証券」という。）の種類は、いずれかの

金融商品取引所等（金融商品取引所及び執行取引所をいう。以下この項において同じ。）が定めるデリバティブ取引に係る代用有価証券の種類とし、協会員が代用有価証券の評価を行う場合における代用価格は、デリバティブ取引に係る代用有価証券の代用価格を算出するために当該金融商品取引所等が定める時価に当該金融商品取引所等の定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

（受入証拠金の計算方法）

第 12 条 受入証拠金の総額は、顧客ごとに計算し、当該顧客から受け入れている委託証拠金の額に、第 3 項に規定する現金授受予定額を加減して得た額とする。

- 2 受入証拠金の総額の計算において、委託証拠金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用有価証券の額は、代用有価証券を前条第 2 項に定める代用価格により評価した額の合計額とする。
- 3 現金授受予定額は、次項に規定する計算上の損益額に、顧客の海外証券先物取引の決済損益額のうち授受を終了していないもの並びに当該顧客の海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の取引代金のうち授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべきものに相当する額で協会員が必要と認める額を差し引いて得た額に相当する金銭の額とする。
- 4 計算上の損益額は、顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額の合計額から当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額の合計額及び第 14 条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。

（委託証拠金の引出し等の制限）

第 13 条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として受け入れている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

- 1 引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金の所要額の総額を上回っている場合 その超過額を代用有価証券の評価に用いる率をもって除した額に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額（委託証拠金として受け入れている金銭の額が現金支払予定額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。）のいずれか小さな額に相当する額の金銭
 - 2 当該顧客から委託証拠金として受け入れている有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合 当該金銭の額又は当該他の有価証券の額（第 11 条第 2 項に定める代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。）を代用有価証券の評価に用いる率をもって除した額に相当する有価証券
 - 3 当該顧客から委託証拠金として受け入れている金銭のうち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合 当該有価証券の額に相当する額の金銭
- 2 協会員は、前項第 1 号に該当する場合において、当該顧客の請求により金銭又は有価証券を引き出させるときは、超過額を確認した日から遅滞なく行うものとする。

（計算上の利益額の払出し）

第 14 条 協会員は、顧客が請求し、かつ、当該協会員が応じる場合には、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金の所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、払い出すことができる。

- 2 協会員は、顧客からの計算上の利益額の払出しの請求に応じない場合には、当該顧客に対し、計算上の利益額の払出しを行わない旨を明示のうえ、海外証券先物取引等の注文を受けるものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、執行取引所において計算上の利益額の払出しを認めていない場合は、協会員は、当該顧客の計算上の利益額の払出しはできないものとする。

（委託証拠金の追加受入れ）

第 15 条 協会員は、毎営業日に顧客ごとに総額の不足額又は現金不足額が生じているかを確認しなければならない。

- 2 協会員は、前項の確認により、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じていることが判明した場合には、いずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、当該顧客から、不足額が生じていることが判明した日から起算して 3 営業日目の日の正午までの協会員が定める日時までに受け入れるものとする。ただし、当該定める日時を待たずに協会員においてロスカット取引を行うことを妨げない。

（委託証拠金に対する付利の禁止）

第 16 条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等の委託証拠金として受け入れた金銭又は有価証券に対しては、利息その他の対価を付してはならない。

（委託証拠金の返還）

第 17 条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、次の各号に該当する場合において、当該顧客からの委託証拠金の返還請求があったときは、当該各号に定める日以降、遅滞なく委託証拠金を返還することとする。ただし、海外証券先物取引等に係る当該顧客の債務のうち未履行部分に相当する額の委託証拠金については、この限りでない。

- 1 転売又は買戻しによる決済を行った場合 当該転売又は買戻しの約定日
- 2 受渡決済を行った場合 執行取引所の定める売買取引最終日の国内応当日の翌営業日
- 3 最終差金決済（海外証券先物取引等について、未決済勘定を転売又は買戻しにより決済しなかった場合に、執行取引所等（執行取引所及び協会員から海外証券先物取引等の委託を受ける外国証券業者をいう。以下同じ。）の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。）が行われた場合 協会員が最終清算価格を確認した日
- 4 海外証券先物オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 協会員が当該割当てを確認した日
- 5 海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 協会員が当該割当てを確認した日
- 6 海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引について、権利消滅となった場合 協会員が権利消滅を確認した日

（委託証拠金の使用制限）

第 18 条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として受け入れている金銭又は有価証券を、自己の取引に使用してはならない。

- 2 協会員は、あらかじめ当該顧客の書面による同意がある場合を除くほか、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として受け入れている金銭又は有価証券を、他の顧客の取引に使用してはならない。

第 4 章 決 済 等

（転売又は買戻しに伴う差金決済）

第 19 条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客が転売又は買戻しを行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を、当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して 4 営業日目の日までの協会員が定める日時までに当該顧客から受け入れるものとする。

- 2 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該転売又は買戻しに係る約定日から遅滞なく当該顧客に支払うものとする。

（計算上の利益の払出しに伴う金銭の授受）

第 20 条 前条及び次条の規定にかかわらず、第 14 条の規定により計算上の利益額の払出しを受けている顧客が受渡決済、転売若しくは買戻しによる決済又は最終差金決済（以下「受渡決済等」という。）を行う場合における当該顧客と協会員との間の金銭（当該顧客が受渡決済を行う場合における次条の規定に基づく品渡代金及び品受代金を除く。）の授受については、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

1 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済若しくは最終差金決済に係る限月取引の売買取引最終日において、顧客の海外証券先物取引における未決済約定（売買取引最終日が到来した限月取引の売買取引最終日以後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この条において同じ。）がある場合

イ 第 14 条の規定により顧客に払い出している額の合計額（以下「計算上の利益の払出額」という。）が受渡決済等により当該顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を新たな計算上の利益の払出額とする。

ロ 計算上の利益の払出額が受渡決済等により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額は全額当該顧客から返還されたものとする。

ハ 受渡決済等により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるものとする。この場合において、計算上の利益の払出額については増減を行わないものとする。

2 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済若しくは最終差金決済に係る限月取引の売買取引最終日において、顧客の海外証券先物取引における未決済約定がないこととなる場合

イ 計算上の利益の払出額が受渡決済等により顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、協会員は、当該顧客より当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日（その日が休業日に当たる場合には、その後の直近の営業日とする。以下同じ。）から起算して 4 営業日目の日までの協会員が定める日時までに、計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額の支払いを受けるものとする。この場合において、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。

ロ 計算上の利益の払出額が受渡決済等により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。

ハ 受渡決済等により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるとともに、計算上の利益の払出額について当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日から起算して 4 営業日目の日までの協会員が定める日時までに、返還を受けるものとする。

（受渡その他の決済方法）

第 21 条 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品渡しによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所等の定める受渡手続開始日の国内応当日までの協会員が定める日時までに、当該顧客から当該執行取引所等が定める受渡適格銘柄を受け入れるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき品渡代金は、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく当該顧客に支払うものとする。

2 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品受けによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日までに、当該顧客から品受代金を受け入れるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき有価証券については、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。

- 3 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利行使を行う場合には、執行取引所において権利行使する日の国内応当日までに、権利行使に必要な当該有価証券又は受渡代金等を顧客から受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく、当該顧客にあらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。
- 4 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利割当てを受けた場合には、執行取引所等の定める受渡日に受渡しが行われるよう当該有価証券又は受渡代金等を顧客より受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく、当該顧客にあらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。
- 5 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が行われた場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日までの協会員が定める日時までに当該顧客から受け入れるものとする。
- 6 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から遅滞なく当該顧客に支払うものとする。
- 7 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の買付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から起算して4営業日目の日までの協会員が定める日時までに当該顧客から受け入れるものとする。
- 8 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の売付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から遅滞なく当該顧客に支払うものとする。

(建玉等の割当て)

第 22 条 協会員は、顧客の海外証券先物取引に関して海外証券先物取引の未決済勘定を有する顧客間で受渡決済の割当てを行う必要がある場合又は顧客の海外証券先物オプション取引若しくは海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てを行う必要がある場合には、恣意性を排除した公平な方法により割当てを行うものとする。

(権利行使等に係る意思確認)

第 23 条 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の権利行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ顧客の意思を確認のうえ当該定めに従うものとする。

- 2 協会員は、顧客の海外証券先物取引等の取引最終日が近づいたときは、当該顧客に対し、転売若しくは買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプションの権利行使を行うか確認することに努めるものとする。

(顧客の決済不履行の場合等の措置)

第 24 条 協会員は、顧客の決済不履行を防ぐために必要と認められるときは、海外証券先物取引等の取引の執行に関して顧客に対しあらかじめ当該有価証券の確認又は預託を求めることができる。

- 2 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し協会員に預託すべき委託証拠金若しくは約定プレミアムその他支払うべき金銭を預託せず又は支払わない場合は、当該協会員は、任意に、当該海外証券先物取引等を決済するために必要な転売若しくは買戻し又は最終決済等の取引を当該顧客の計算において行うことができる。

- 3 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し、協会員に交付すべき有価証券の交付を遅延した場合は、当該協会員は、当該顧客の計算において、当該有価証券の売買取引を行うことができる。
- 4 協会員が前2項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いを顧客に対し請求することができる。

第 5 章 雑 則

（取引に関する通知書等の送付）

第 25 条 協会員は、海外証券先物取引等に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該海外証券先物取引等に関する通知書を毎月送付するものとする。

- 2 前項に規定する通知書には、銘柄、限月、売付け又は買付けの別、取引契約数量、約定価格又は約定指数、取引成立日、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引については、プット又はコールの別及び権利行使価格を記載しなければならない。

（電磁的方法による送付等）

第 26 条 協会員は、本規則に定める顧客への書面の送付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を送付したものとみなす。

- 2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の提出を受けることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の提出を受けたものとみなす。

（社内規則の作成）

第 27 条 協会員は、本規則に基づき海外証券先物取引等を行うに当たり、その取引の執行、決済及び受託等を適切に実施できるよう、必要な事項について社内規則を作成しなければならない。

付 則

この規則は、平成元年6月30日から施行する。

付 則（平 6. 8. 22）

- 1 協会員が、執行取引所の清算会員である外国親会社若しくは外国子会社又はこれらと密接な関係を有する海外先物業者（以下「外国親会社又は外国子会社等」という。）からの海外証券先物取引等を、電子端末取引を利用して媒介を行う場合（委託の媒介を含む。）は、本規則を適用しない。

この場合において、協会員は、次の各号を遵守するものとする。

- ① 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等との間で媒介又は委託の媒介に係る契約を締結すること
 - ② 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して媒介手数料を請求すること
 - ③ 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して取引の内容について責任を負わないこと
- 2 上記付則の改正は、平成6年8月22日から実施する。

付 則（平10. 2. 18）

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条、第8条第1項、第9条、第10条第1項、第3項、第12条第1項、第2項、第3項、第13条、第14条、第15条、第23条を改正。
- (2) 第10条第2項を削り、第3項を第2項とする。
- (3) 第10条第3項、第4項、第14条第2項、第3項を新設。
- (4) 第12条第4項を第5項とし、第4項を新設。現行第12条第5項を削る。
- (5) 第16条及び第17条を削り、現行第18条から第21条までを第16条から第19条までとする。
- (6) 現行第22条から第26条までを第21条から第25条までとし、第20条を新設。
- (7) 第27条を削り、第28条及び第29条を第26条及び第27条とする。
- (8) 第3条第2項に規定する「海外証券先物取引等口座設定約諾書」の第2条第2項、第4条第3項、第17条第1項、第18条、第19条第1項、第3項、第21条、第22条、第23条、第24条、第37条、第39条、第47条第1項を改正。第19条第2項を削り、第3項及び第4項を第2項及び第3項とする。第23条第2項及び第3項を新設。第25条及び第26条を削り、第27条から第29条までを第25条から第27条までとする。現行第30条から第37条までを第29条から第36条までとし、第28条を新設。第38条を削り、第39条を第37条とする。第40条から第44条を削り、第45条から第51条までを第38条から第44条までとする。

付 則（平12. 3. 15）

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第2項に規定する「海外証券先物取引等口座設定約諾書」の第2条(1)を改正。

付 則（平13. 3. 30）

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第28条第1項、第2項を新設。

付 則（平13. 4. 16）

この改正は、平成13年4月16日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第11条を削り、現行第12条以下を各1条ずつ繰り上げる。
- (2) 第3条第2項に規定する「海外証券先物取引等口座設定約諾書」の第20条を削り、現行第21条以下を各1条ずつ繰り上げる。

付 則（平17. 2. 9）

この改正は、平成17年2月9日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第2項に規定する「海外証券先物取引等口座設定約諾書」の第2条(1)を改正。

付 則（平18. 4. 18）

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第2項に規定する「海外証券先物取引等口座設定約諾書」の第2条(1)を改正。

付 則（平19. 9. 18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

（注）1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第2条、第7条、第10条、第11条、第12条、第17条及び第19条を改正。

(2) 第25条第4項を新設。

(3) 第26条及び第27条を改正。

(4) 付則（平 6. 8. 22）を改正し第28条とする。

付 則（平23. 4. 19）

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

(1) 第2条第1号、第3条第1項及び第2項、第4条、第8条見出し、第1項及び第3項、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条第2項から第4項まで、第12条第1項柱書、第1号から第3号まで及び第2項、第13条第1項、第14条及び同条見出し、第15条、第16条第1項柱書及び第1号から第6号まで、第17条第1項及び第2項、第18条第1項及び第2項、第19条柱書、第1号及び第2号、第20条第1項から第8項まで、第22条第1項、第23条第1項及び第2項、第24条第4項並びに第27条第1項、第2項第1号及び第2号を改正。

(2) 第10条第3項第1号から第3号まで及び第4項、第11条第5項、第22条第2項、第25条第3項及び第4項、第27条第1項第1号及び第2号並びに第28条を削る。

(3) 第3条第3項及び第4項を新設。

(4) 第8条第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に第3項を新設。

(5) 第10条第2項を削り、第3項を第2項とする。

(6) 第11条第1項を削り、第2項及び第3項を第1項及び第2項とし、同条に第3項を新設。

(7) 第14条を同条第2項とし、同条に第1項を新設。

(8) 第21条を削り、第2条から第20条までを第3条から第21条までとし、第2条を新設。

(9) 第26条を削り、第27条を第26条とし、第27条を新設。

(10) 第3条第2項に規定する「海外証券先物取引等口座設定約諾書」を削る。

付 則（令7. 3. 18）

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第26条第1項及び第2項を改正。